

宗教法人格の不正利用に係る検討会議（第1回）議事要旨

1. 検討会議の概要

- 日 時：令和8年4月27日（月）15：00～17：00
- 場 所：文部科学省東館3階第1講堂
- 出席者：
 - 【委員】 井上委員、越中委員、梶山委員（途中退席）、金山委員、兼田委員、國分委員（濱津次長代理出席）、小林委員、坂本委員、佐藤委員、宍野委員、嶋津委員、西出委員、東委員、日谷委員、前田委員、松阪委員、村上委員、本山委員
 - 【関係行政機関】 奥財務省資金移転対策室長、高野警察庁犯罪収益対策室長、田中法務省商事課長（服部上席補佐官代理出席）、秦国税庁法人課税課長

2. 議事概要

- (1) 宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議の開催及び運営について
文化庁から資料1及び資料2に沿って説明があった。
- (2) これまでの取組状況について
文化庁（資料3）、財務省（資料4）、福岡県（資料5）及び日本宗教連盟（資料6）からそれぞれ説明があった。
- (3) 主な検討事項について
文化庁から資料7に沿って説明があった。
- (4) 委員間の意見交換
主な検討事項等について委員間で意見交換がなされた。その際、次のような意見があった。
 - 課題として、音信不通などにより実態把握が進まない事例や、残余財産の処分の見通しが立たないことから解散の進まない事例など、対応に行き詰まってしまうようなケースが少なくない。また、宗教法人格の不正利用が疑われる事案があった際には、直ちに不正と判断することが難しく、また、宗教法人法上の所轄庁の権限も制限があるので、対応には限界がある。
 - 宗教法人法では、宗教活動の自由を保障するために、各宗教法人の自主的、自律的運営に委ねられている面が大きいことを踏まえ、現実的には宗教界自身が宗教法人格の不正利用を抑止するための行動規範、ガバナンスコードのようなものを策定いただくことも必要なのではないか。

- 不正利用を助長しない環境整備については、法人格の不正利用を目的とした売買をした者に対して、何らかのペナルティーを与える制度整備が必要ではないかと考える。また、後継者のいない単位宗教法人については、早期に任意解散や吸収合併を促すことが効果的だと思うが、その際、高齢などの理由により書類作成に不慣れな代表役員の方が多いため、事務手続簡略化や書類作成のサポートを行える体制などがあるとよい。
- 円滑な解散命令請求の実施については、他の条件が整っても、残余財産の処分方法が決まらず、解散命令請求に至らない法人がある。解散命令請求に向けては、残余財産の処分をどうするかが課題となることが多いため、処分方法について統一的な方針を策定いただきたい。
- 解散命令請求には、電話によるヒアリングや現地調査など所轄庁のマンパワーが必要。職員配置に要する経費について継続した国からの支援が必要。
- 所轄庁と行政機関との連携の在り方について、不正利用を目的とした宗教法人の場合、申告のない収入がある可能性も想定されることから、将来的には、税務署等への情報提供を行うなどの連携などが考えられる。
- 普及啓発の在り方について、法人関係者には高齢者も多く、ホームページや SNS による周知には限界がある。費用はかかるが、資料の郵送等による方法も必要だと考える。
- 不正利用対策を進めるにあたっては、不活動宗教法人の把握が重要。令和 5 年 3 月の各都道府県あて通知により不活動宗教法人の判断に関する基準が示され、不活動法人の把握・整理等に係る国からの財政支援が行われたことで対応が進んでいる。引き続き、財政支援を含めた国のイニシアティブを発揮した取り組みが必要。
- 不活動法人の代表役員の変更については、経緯や活動内容、活動の状況を法人から聴取するなど、適切な実態把握に努めていくことが重要。
- 所轄庁と関係行政機関との連携の在り方について、どういった情報をどこへ、どういった手法で提供すべきか、といった点を今後出すガイドラインにおいて明確にすることが実効性のある連携につながっていくのではないかと。
- 普及啓発については、宗教法人関係者、宗教法人の支援業務に携わる関係者への周知に引き続き取り組むとともに、法人格の売買などを行う当事者に、そういった行為を思いとどまらせるため、SNS の活用やマスメディアとの協力など、宗教法人格の不正利用を許さない社会に向けた機運醸成を図ることが重要。
- 宗教法人法上、所轄庁には一般的な調査権がなく、授権されている権限が限られているため、犯罪や脱税等の端緒があれば、捜査権限を有する関係行政機関において、実態把握をしていただくことなども考えていく必要がある。
- 一般に単立の宗教法人は宗派の監視がなくなってしまうので、相対的に不正利用のリスクが高まる一方、所轄庁のみでは、マンパワーや専門知識の不足等で限界もある。したがって、脱税やマネロン等についての知見、調査権限を活用した御協力をお願いしたい。
- 解散命令請求は、包括宗教法人といった、所轄庁以外の利害関係人も行うことができる。

利害関係人でも請求がしやすくなるよう、手続を分かりやすく紹介することも必要。

- 一般社団・財団法人の場合、一定期間、登記が変更されない法人は、みなし解散とする制度がある。今般、不正利用の観点も踏まえて、みなし解散の制度化も一つの選択肢になり得るのではないか。みなし解散制度が難しいという場合、例えば、不活動宗教法人の財産の移転については、一定の制限を設けるような措置もあり得るのではないか。
- 宗教法人制度における認証制の中での制約はどうしてもある。関係行政機関に法人情報を提供する際には、どういった情報が必要なのかということとともに、情報公開法との整合性をどうするのかの整理も必要。
- 宗教法人関係者でも不正利用の危険性等を理解している人は多くない。危険性の認知を高めることが重要。法人関係者や行政手続の支援団体に対する研修会等の機会を活用して不正利用の事例紹介等により危険性を伝えていくことも有益。
- 不活動宗教法人の実態把握には、包括宗教法人に対し、傘下の宗教法人のうち、所轄庁が把握している不活動法人に係るリストを提供して共有するなど、連携・協力を求めることが有効。
- 宗教法人が法務局で代表役員の変更登記をする際に、不活動宗教法人の情報を活用して、不正利用の疑いのある法人をチェックできるようにするなど、法務局と所轄庁が連携して取り組めるような仕組みが考えられる。
- 解散命令に係る所轄庁の事務負担軽減に向けては、手続を簡略化する仕組みが必要。例えば、特別代理人や清算人の候補者探しを弁護士会等に業務委託し、あっせんを受けられる仕組み、又は、不活動宗教法人の残余財産について、一定のルールの下に当該財産を国庫に帰属させるといったことが考えられる。
- 所轄庁と関係行政機関との連携の在り方について、宗教法人が所轄庁で手続をする際、不正利用の疑いがある場合には、国に情報を集約・一元化する窓口を設けることにより、関係行政機関が情報共有する仕組みが考えられる。
- 不正利用を未然に防止するため、不活動宗教法人に区分された場合には、税の優遇措置を受けられなくするといった方法も効果的ではないか。
- 不正利用対策という観点からは、宗教法人が包括団体から離脱して単立宗教法人となる規則変更の認証手続の際に、事情聴取を十分に行って対応することが必要。
- 法務局に登記をする際の登記申請書類の証憑につき、現状では宗教法人の規則の原本証明という形になっているが、偽造の可能性もある。このため、例えば知事名の認証印がある規則を原本証明してもらうとか、慎重な手続にすることもあるのではないか。
- 法令に従い、必要書類を提出している法人についても、広く不正利用を防止する観点からは、これらの法人の実態をどのように把握していくのかといった課題がある。
- 解散命令請求については、専門性が必要とされる。裁判所と所轄庁の手続が円滑に進めることができるよう、例えば裁判手続に関する情報提供、個別事案に係る相談・助言といった国の支援を求めたい。

- 解散のハードルを下げるため、解散に伴う債権者公告の回数の削減を求めたい。宗教法人の清算手続の中で3回の公告が必要とされているが、1回当たり3万円ぐらいかかる。一般社団・財団法人、NPO、社会福祉法人などが、法改正によって1回の公告で解散が可能となっていることも参考になる。
- 残余財産の処分に当たり、国庫帰属の際、境内・建物は原則解体撤去して更地とし、祭祀財産には魂抜きという作業が求められる。それらの費用がかかっても後々にペイするような都市部の土地は、国庫帰属のハードルを下げてよいのではないか。
- 一番の問題は代表役員の任命。代表役員の変更について、包括宗教法人において、人間関係を徹底的に調べるようにしているところもある。また、財産処分についても包括団体の許可を必要としているところもある。
- 問題は、ほとんど残余財産の問題。マイナスの残余財産、例えばお寺の裏山などは誰も引き取ってくれず、国庫帰属をお願いすることになるが、その際に測量などを求められ、その費用が捻出できない。特に土地建物などの負の残余財産が解決できれば、解散ではなく宗教法人同士の合併で済む。
- 包括団体から離脱して単立化する意図が代表役員になくても、「協力します」等と言ってブローカーが責任役員に2名入り、議決権3人のうち2人がブローカーに置き換わることで、責任役員会決議をして、包括団体である本山に離脱すると通知する。これは一方通行で、本山には離脱の否決ができない。そしてこれが脱法的な売買につながっていく。
- 自由に信仰ができるという信教の自由は命綱、生命線であり、神、仏などの聖なるものは、世俗の価値観では図ることのできないものである。したがって、公的な機関という世俗の立場から、これはよい宗教、悪い宗教、これは社会の役に立つ宗教、役に立たない宗教などと価値判断をされれば、信仰活動は立ちいかなくなる。公的な機関が宗教に関して何かしらの価値判断をすることは、信教の自由を脅かす大きなリスクがある。
- 宗教法人格は宗教活動を行うために法律によって与えられているものであり、宗教活動を偽装して社会悪をなすことは許されない。公的な機関が宗教活動かどうかを判断することは信教の自由を脅かす大きなリスクがあるが、宗教活動の偽装を防止するためにもその判定方法について議論を重ねることも有益ではないか。
- マネー・ローンダリングの手段として、ペーパーカンパニーや活動実体のない法人の口座を悪用するということがしばしば行われている。仮に、宗教法人がマネー・ローンダリングのための隠れ蓑として犯罪者に用いられている実態があるとすれば、それは由々しき事態であり、何らかの対応が望まれる。他方で、宗教法人法は、信教の自由という憲法上の要請が基盤となっており、そのために所轄庁に一般的な監督権や調査権がないなど、国家による介入について非常に謙抑的な構造が取られている。本検討会で、このような憲法上の要請に踏み込むような議論を行うことは困難であると思うし、適当ではない。
- 法制度的な観点からの意見について、賛否両論がある場合はその点を記録として残し、運用で対応できる内容であればガイドラインに落とし込んではどうか。

- 宗教界として不正利用対策のために何ができるのか。自主的・自律的な解決のためのルールや方策をまとめるという作業が引き続き必要ではないか。
- ほとんどの宗教法人の経済力は非常に脆弱で、予算規模も非常に小さい。そうした脆弱な宗教法人に対して、包括団体が被包括宗教法人を管理するという点についても限界がある。
- 全国の宗教法人でも事業継承が非常に難しい状況となっており、そうした事業継承が難しい法人を経済活動の中に取り込むような仕組みというのが世の中にできているところ、それが宗教法人にも及んでしまっているところが非常に懸念される。
- 不活動宗教法人の話がテーマなのであるが、不活動になる前の手前の予備軍、その辺りを見ていくことが重要になるのではないか。所轄庁と包括宗教法人の連携が重要になる。
- 悪意なく、宗教法人制度を知らないためにお寺の **M&A** という話に非常に関心を持っている方々もいる。そのような人々にも普及啓発が必要。